

8 届出事項及び届出書類等一覧表

8-1 届出書一覧表

| | | 届出が必要な場合〈届出事項〉 | 根拠法令 | 届出時期 | 届出様式〔根拠〕 | 頁 |
|---|-------|--|------|--------------|--|----------|
| 1 | 新設の届出 | 大規模小売店舗を新設しようとする場合 ○ 店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物を設置する場合 ○ 建物の床面積を変更し、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 ○ 建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 大規模小売店舗の新設をする日 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 法5① | 開店日の8か月前まで | ○様式第1 大規模小売店舗届出書 〔省令3③〕 ○記載例「2 新設の届出」 | 86 66 |
| | | 次の届出事項を変更した場合 (1) 大規模小売店舗の名称 (2) 大規模小売店舗の所在地 (3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (4) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更した事項 (3) 変更の年月日 (4) 変更する理由 | 法6① | 変更後遅滞なく | ○様式第2 変更届出書 〔省令6〕 ○記載例「3 変更の届出(1)設置者等の変更の届出」 | 86 47 |
| 2 | 変更の届出 | 次の届出事項を変更しようとする場合 (1) 大規模小売店舗の新設をする日 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する年月日 (4) 変更する理由 (4) 変更する理由 | 法6② | 変更日の8か月前まで | ○様式第3 変更届出書 〔省令7②〕 ○記載例「4 変更の届出(2)配置や運営方法等の変更の届出」 | 88 50 |
| | | | | 変更日前にあらかじめ届出 | | |

| 添付書類 | 提出部数 | 留意事項 |
|--|-------------------------------|--|
| <p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」全てを添付してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」が添付書類となります。</u></p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p>○ 設置者が複数の場合は、原則として連名で届け出てください。</p> |
| <p>なし</p> <p>※ 「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。</p> | <p>正本1部 副本3部</p> | <p>○ 「店舗の所在地の変更」とは、登記の変更により地番が変わる場合等、形式的な地番変更を指します。</p> <p>○ 「設置者の氏名又は名称の変更」とは、商号等の変更を指し、譲渡や相続等による設置者の変動は「10 承継の届出」が必要となります。</p> <p>○ 「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」には、商号変更のみでなく、小売業を行う者の出退店及び相続や合併等による変更も含みます。</p> |
| <p>○ 変更内容に関わらず「添付書類一覧表」の「添付書類」全てを添付してください。3～12については変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」が添付書類となります。</u></p> <p>※ 「小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。</p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p><軽微な変更> [法6④ただし書][省令8][要綱7]</p> <p>○ 店舗の附属施設の位置変更で周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと市が認める「軽微な変更」は「8か月制限」がなくなります。 「軽微な変更」として、手続を行おうとする場合は、変更届出を提出する1ヶ月前までに「軽微変更適用申請書」を提出してください。</p> <p><届出不要の変更> [法6②ただし書][省令7①]</p> <p>○ 次の変更については、届出の必要はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時的な変更 (2) 新設日の繰下げ (3) 市が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨の通知をした場合の新設日の繰上げ (4) 店舗面積の合計の減少 (5) 届出している「店舗面積の合計」の1割以内の面積の増加（ただし、店舗面積10,000㎡超の店舗については、1,000㎡以下の増加） (6) 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加 (7) 荷さばき施設の面積の増加 (8) 廃棄物等の保管施設の容量の増加 (9) 小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ |

| | 届出が必要な場合〈届出事項〉 | 根拠法令 | 届出時期 | 届出様式〔根拠〕 | 頁 |
|---------------------|--|------|------------------------|--|----------|
| 3 市意見を踏まえた変更届出 | 市の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由 | 法8⑦ | — | ○様式第5 届出事項変更届出書 〔省令16〕 ○記載例「5 市意見を踏まえた変更届出」 | 90 53 |
| 4 届出事項を変更しない旨の通知 | 市の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合 ○ 届出事項を変更せずに、市の意見に対応する場合 | 法8⑦ | — | ○要綱様式第9 届出事項を変更しない旨の通知書 | 107 |
| 5 市勧告を踏まえた変更届出 | 市の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由 | 法9④ | — | ○様式第6 届出事項変更届出書 〔省令18〕 ○記載例「6 市勧告を踏まえた変更届出」 | 91 55 |
| 6 廃止の届出 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 (5) 変更する理由 | 法6⑤ | 店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日まで | ○様式第4 大規模小売店舗廃止届出書 〔省令9〕 ○記載例「7 廃止の届出」 | 89 57 |
| 7 承継の届出 | 設置者の地位を承継した場合 ○ 大規模小売店舗を譲り受けた場合 ○ 設置者に相続があった場合 ○ 設置者に合併があった場合 ○ 設置者に分割があった場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日 (3) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所 (4) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由 (5) 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積 | 法11③ | 承継後遅滞なく | ○様式第7 承継届出書 〔省令19〕 ○記載例「8 承継の届出」 | 92 58 |

| 添付書類 | 提出部数 | 留意事項 |
|--|-------------------------------|--|
| <p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」2～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p>○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該届出から2か月経過した後でなければできません。また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該届出から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。</p> |
| <p>○ 対応の結果、添付書類に変更が生じる場合は、変更前後の添付書類を併せて提出してください。また、添付書類に変更が生じない場合においても、その対応をもって市意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。</p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p>○ 通知の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該通知から2か月経過した後でなければできません。また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該通知から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。</p> |
| <p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」2～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p>○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。</p> |
| <p>なし</p> <p>※ 廃止後、1,000㎡以下で営業を続ける場合には、参考として面積を確認できる書類を別葉で添付してください。</p> | <p>正本1部 副本2部</p> | <p>○ 当該届出は既存店が店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合にも必要です。</p> |
| <p>○ 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割を証する書類 (建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等)</p> | <p>正本1部 副本2部</p> | <p>○ 承継後の設置者から届け出ます。</p> |

| | 届出が必要な場合〈届出事項〉 | 根拠法令 | 届出時期 | 届出様式〔根拠〕 | 頁 |
|---------------------------------|---|-------|--------------|--|----|
| 8 既 存 店 の 変 更 | ※〈既存店〉 旧法（大店法）に基づく届出、調整を行い、法の施行期日（平成12年6月1日）に既に開店している店舗（旧法（大店法）で届出義務のなかった生協や農協等を含む。）及び平成13年1月31日までに開店、増床等変更した店舗で、法附則5①又は③の規定に基づく届出事項の変更を一度も行っていない店舗 | 法附則5③ | 変更日の8か月前まで | ○様式第8 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 〔省令20〕 | 93 |
| | 〈既存店〉が法施行後、最初に次の（1）～（3）の事項を変更しようとする場合 （1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計 （2）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 （3）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の出入口の数、位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 〈届出事項〉 （1）大規模小売店舗の名称及び所在地 （2）変更しようとする事項 （3）変更する年月日 （4）次のうち変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 ② 駐輪場の位置及び収容台数 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | | | ○記載例「9 既存店の変更届出」 | 59 |
| | | | 変更日前にあらかじめ届出 | | |

| 添付書類 | 提出部数 | 留意事項 |
|---|-------------------------------|---|
| <p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」3～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p> | <p>正本1部 副本4部</p> | <p>＜既存店の変更＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該変更届出では、変更に係る事項と併せて、それ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項（新設日を除く）を全て届け出ることになります。 ○ 調整対象となるのは、変更に係る事項のみです。 ○ 既存店の場合、[法6②ただし書]に該当する変更であっても届出が必要となります。 |

8-2 添付書類一覧表

| 書類の種類 [根拠] | |
|--|---|
| 9 添 付 書 類 | 1 法人にあってはその登記事項証明書 [省令4①(1)] |
| | 2 主として販売する物品の種類 [省令4①(2)] |
| | 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 [省令4①(3)] |
| | 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(4)] |
| | 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [省令4①(5)] |
| | 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [省令4①(6)] |
| | 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 [省令4①(7)] |
| | 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [省令4①(8)] |
| | 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [省令4①(9)] |
| | 1 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(10)] |
| 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(11)] | |
| 1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 2 [省令4①(12)] | |
| 10 図添 面付 | 1 広域見取図 |
| | 2 周辺見取図 |
| | 3 建物配置図 |
| | 4 各階平面図 |
| | 5 立面図 |

8-3 説明会関連提出書類一覧表

| | 提出事由 <記載事項> | 根拠 | 提出時期 | 様式 | 頁 | 留意事項 |
|--|--|--|------------------------------------|--|--|---|
| 11 説 明 会 開 催 計 画 書 | 説明会の開催計画を定めた場合 <記載事項> (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 説明会開催予定日時、場所 (3) 説明会開催の周知方法 (4) その他の特記事項 | 要綱8③ | 開催計画策定後、速やかに（原則として説明会の開催公告の1週間前まで） | 要綱様式第3 説明会開催計画書 ○記載例 「10 説明会開催計画書」 | 99 78 | ○ 開催計画の策定は、説明会の回数が確定してから行うとともに、届出書類の補正等がある場合は、その処理が終了した後に行うようにしてください。 |
| | 12 報 告 書 | 説明会を終了した場合 <記載事項> (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 実施状況 | 要綱8④ | 全ての説明会終了後、速やかに | 要綱様式第4 説明会実施状況報告書 ○記載例 「11 説明会実施状況報告書」 | |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---|------|----------------------|----------------------------|-----|--|
| 13 説明会 開催 免除 適用 申請書 | 説明会の開催を掲示により代える場合 | 要綱9① | 届出書を提出しようとする日の1か月前まで | 要綱様式第5 説明会開催免除 適用申請書 | 101 | |
| | (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 届出を行おうとする年月日 (4) 変更する年月日 (5) 変更する事由 (6) 軽微変更該当する理由 | | | 〇記載例 「12 説明会開催免除適用申請書」 | 82 | |

8-4 添付図面一覧表

- ・ 届出書類において、図面に示すこととした事項については、次に示す1～5の図面に示してください。
- ・ 「変更」に関する届出に添付する場合は、記載項目の変更前後の関係がわかるように工夫してください。
- ・ 1つの図面にまとめると煩雑になる場合には、複数の図面に分けて記載してください。（図面を分ける場合は、各図面の縮尺を統一してください。）
- ・ 図面に記載するときには、項目名を簡潔に表記するか凡例をつけてください。
- ・ 駐車場の位置等、1つの項目に係る情報が複数箇所に分散する場合は、項目ごとに通し番号をつけてください。
- ・ 一つの図面上で複数の施設等の位置を示す場合は、適宜、枠取り線の色や種類を変えて、違いが分かるようにしてください。
- ・ 図面には、必ず縮尺、方位を明記（原則として各図面の方位を合わせてください。）してください。
- ・ 図面のサイズがA4版を超える場合は、A4版に折り込んでください。

| 図面の種類 | 記載項目及び作成要領等 |
|---------|--|
| 1 広域見取図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺：1/10,000程度の地図を用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗を中心とする半径1kmの区域を含み、最寄りの幹線道路（国道、県道等）の状況がわかる地図としてください。 ○ 次の事項を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総括事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地の範囲及び店舗を中心とする半径1kmの区域を明示してください。 ・ 図面内に市町村境を含む場合は、その境界線を明示してください。 |
| 2 周辺見取図 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺：1/1,000～1/1,500 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗周辺の住宅の配置等が確認できる地図を使用してください。 ○ 次の事項を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総括事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地境界、建物の位置及び隣接地の用途地域を明示してください。 ・ 店舗の敷地及び隣接地に地区計画、建築協定等まちづくり計画がある場合はその地区と範囲を明示してください。（別添でも結構です。） ・ 届出の「駐車場の位置」のうち、店舗の敷地内の「駐車場の位置」を記載してください。（大まかな位置がわかれば結構です。） ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 <ul style="list-style-type: none"> * 店舗の敷地外に隔地駐車場を設ける場合、その位置を枠取りし、収容台数を明示してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の出入口の位置 ・ 店舗の敷地周辺及び駐車場の出入口が接する道路の状況 <ul style="list-style-type: none"> * 幅員、車線数、信号の位置及び形態、右左折帯の有無及び長さ、歩道の有無及び幅員、交通規制（一方通行、大型車進入禁止等）、横断歩道、通学路、鉄道踏切の有無等を記載してください。 ・ 最寄りの幹線道路（国道、県道等）から駐車場の出入口に至る道路や主な交差点ごとのピーク1時間に予想される自動車来台数 <ul style="list-style-type: none"> * 予測来台数に併設施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（ ）で内数として併記してください。 ◆ 自動車の案内経路関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口までの案内経路 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所とその表示内容 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所 ・ 駐車場の出入口から最寄の幹線道路までの経路 |

| 図面の種類 | 記載項目及び作成要領等 |
|---------|--|
| 3 建物配置図 | <p>○ 縮尺：1/200～1/500 ○ 次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 店舗の配置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地境界及び建物の位置 ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場の自動車の出入口の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 ・ 敷地内及び駐車場内における案内看板等の設置及び交通整理員の配置場所 ・ 敷地内及び駐車場内の入庫車、自転車、歩行者の導線 ・ 敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員 ・ 敷地内及び駐車場内の歩行者用道路の位置 ・ 駐車マス区画線及び駐車マスの寸法 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐車場と業務用駐車場、その他施設の来場者駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 * 出入口のブース、ゲート等の位置についても記載してください。 * 各地駐車場についても記載してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の位置 ・ 駐輪マス区画線 ・ 駐輪場への自転車及び原動機付自転車の経路及び出入口 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐輪場と業務用駐輪場、その他施設の来場者駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 ◆ 自動二輪等駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場への自動二輪等の経路及び出入口 ◆ 荷さばき施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設の位置 ・ 搬入車両進入路 ・ 待機スペースの位置 <ul style="list-style-type: none"> * 作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 ◆ 騒音対策関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音壁及び緑地帯の位置 ・ 拡声器の位置 ・ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の設置場所 ・ 店舗周囲の4方向の等価騒音レベルの予測地点 ・ 店舗周囲の騒音レベル最大値の予測地点 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の保管施設の位置 ◆ 食品加工場の位置 ◆ 屋外照明・広告塔照明の位置 |

| 図面の種類 | 記載項目及び作成要領等 |
|---------|---|
| 4 各階平面図 | <p>○ 縮尺：1/200～1/500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として全ての階について作成してください。 <p>○ 次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 店舗の配置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置 <ul style="list-style-type: none"> * 枠取りし、各階ごとに面積を明示してください。 ・ オフィス、マンション、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、レストラン、ゲームセンター、クリーニングなどの併設施設の配置 <ul style="list-style-type: none"> * 枠取りし、用途を記載してください。 ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場の自動車の出入口の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 ・ 敷地内及び駐車場内における案内看板等の設置及び交通整理員の配置場所 ・ 敷地内及び駐車場内の入出庫車、自転車、歩行者の導線 ・ 敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員 ・ 敷地内及び駐車場内の歩行者用道路の位置 ・ 駐車マス区画線及び駐車マスの寸法 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐車場と業務用駐車場、その他施設の来場者駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 * 出入口のブース、ゲート等の位置についても記載してください。 * 各地駐車場についても記載してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の位置 ・ 駐輪マス区画線 ・ 駐輪場への自転車及び原動機付自転車の経路及び出入口 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐輪場と業務用駐輪場、その他施設の来場者駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 ◆ 自動二輪等駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場への自動二輪等の経路及び出入口 ◆ 荷さばき施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設の位置 ・ 搬入車両進入路 ・ 待機スペースの位置 <ul style="list-style-type: none"> * 作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 ◆ 騒音対策関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音壁及び緑地帯の位置 ・ 拡声器の位置 ・ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の設置場所 ・ 店舗周囲の4方向の等価騒音レベルの予測地点 ・ 店舗周囲の騒音レベル最大値の予測地点 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の保管施設の位置 ◆ 食品加工場の位置 ◆ 屋外照明・広告塔照明の位置 |
| 5 立面図 | <p>○ 縮尺：1/200～1/500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各面について用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 景観関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物完成予想の着色図面 |